

養護老人ホーム 石川県鳳寿荘

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護
外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

社会福祉法人 石川県社会福祉事業団

鳳寿荘（介護予防）特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

1 当外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0768-62-1241

担当窓口 相談員：平体 達也

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 サービスの内容

（1）基本サービス

①（介護予防）特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ（介護予防）特定施設サービス計画を作成し、利用者並びにその家族等へ説明し、文書により同意を得ます。

②利用者の安否の確認

事業所の従業者により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関するここと等の相談に応じます。

（2）受託居宅サービス並びに受託介護予防サービス

（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業者並びに指定介護予防サービス事業者により提供します。

指定（介護予防）訪問介護 鳳寿荘訪問介護事業所 石川県鳳珠郡能登町字藤波井字48番地1

指定（介護予防）訪問看護 能登中央訪問看護ステーション 石川県鳳珠郡能登町字藤波12字14番7地

指定（介護予防）通所介護 藤波デイサービスセンター 石川県鳳珠郡能登町字藤波井字42番地2

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。

指定（介護予防）訪問入浴介護

指定（介護予防）訪問リハビリテーション

指定（介護予防）通所リハビリテーション

指定（介護予防）福祉用具貸与

地域密着型認知症対応型通所介護

（3）設備の使用、手続き並びに介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照ください。

① 居室

当施設の居室は原則個室で、広さは12m²です。入居後、利用者の状況に応じて居室変更をする場合があります。

◎居室移動に関する事項

(ア) 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。

ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

1 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき

(イ) 事業所は、外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

(ウ) 居室の移動を希望する利用者は、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。

(エ) 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面をもって通知します。

(オ) 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず利用者の同意を得ます。

(カ) 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は利用者の負担とします。

② 食事

朝食 7:30～8:30

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

- ・食堂は利用者全員が使用できる広さがあり（297m²）テーブル、椅子、箸や食器類などの備品を備えています。

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。

- ・医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

③ 浴室は2階にあり、利用者が使用しやすいようエレベーターを設けています。入浴介助は、原則として、（介護予防）特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

④ その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、口腔衛生、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は（介護予防）特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

⑤ 健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、協力病院への外来をいたします。また、原則毎週2回、医務室にて協力病院の嘱託医（はしもとクリニック 橋本琢生医師）による診察や健康相談サービスを受けることができます。歯科医の来診も受けられます。

（4）その他のサービス

① 理容

毎月、理容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用頂けます。ご希望の方はお申出ください。（料金は理容事業者へ直接お支払いいただきます。）

② レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。

③ ショッピング

月1回買い物を行っています。ご希望の方はお申し出ください。

（参加できない方は、注文を承ります。）

3 利用料金

（1）別紙、料金表のとおりお支払いしていただきます。

（2）その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

特別な介護費用（紙パンツやパッド等のおむつ代）

（3）支払方法

利用者は、当月請求額を毎翌月月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

なお、金融機関の口座から自動引き落としの手数料は、所定の料金をご負担していただきます。）

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記の指定口座への振込み

興能信用金庫 本店 普通預金 8091244

社会福祉法人石川県社会福祉事業団

石川県鳳寿荘 出納員 岩本 経子

ウ. 金融機関口座から自動引き落とし

ご利用できる金融機関 興能信用金庫 本支店

4 サービス内容に関する相談・苦情

①□ 利用者相談・苦情窓口

担当 相談員 平体 達也

苦情解決責任者 施設長 紙谷 達也

②その他

事業者以外に、苦情解決第三者委員（事務所入り口に氏名、住所を掲示しております。）、市町の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

| | | |
|-----------|---------|-------|
| 苦情解決第三者委員 | 元福祉施設職員 | 竹口 延子 |
| | 元福祉施設職員 | 東浜 智子 |

5 従業者の勤務体制

職員の職種及び員数は、次のとおりです。

①管理者 1人 (常勤) (兼務)

事業所の職員及び業務の管理を一元的に行います。

②生活相談員 1人以上 (常勤換算・うち1人は常勤) (兼務)

利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行います。

③介護職員 2人以上 (常勤換算) (兼務)

利用者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行います。

④計画作成担当者 1人 (常勤) (兼務)

特定施設サービス計画を作成します。

6 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに協力医療機関、家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業所は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

7 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当該施設で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

| | |
|------------|------------------|
| 実施の有無 | 有 |
| 実施した直近の年月日 | 平成22年3月10日 |
| 第三者評価機関名 | 社会福祉法人石川県社会福祉協議会 |
| 評価結果の開示状況 | 開示した |

令和　　年　　月　　日

当事業所の外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者　　鳳寿荘特定施設入居者生活介護事業所

説明者職名

氏　　名

印

利用者は、契約書および本書面により、事業者から外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用契約者

住　　所

氏　　名

印

続　　柄

利用者氏名